

# 文化振興大綱策定の趣旨と大綱の位置付けについて

---

## 序章

- 日本は、第二次世界大戦後、高度経済成長期を経て、今、人口減少や少子高齢化という厳しい現実と直面しています。このような現代において、経済成長に替わる社会発展の原動力として近年特に注目されているのが「文化」の力です。
- 折しも、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催が決定され、国の政策としては、これに伴う「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想」の公表や「オリンピック・パラリンピックレガシー創出に向けた取組」の推進についての考え方が示されるなど、文化振興政策・施策の重要性はますます高まっています。
- 本県としても、暮らしの充足に関わる諸施策の推進と並行して、日々の暮らしをより豊かにしてくれる「文化」の大切さを強く認識し、積極的に文化振興施策を推進してまいりました。
- 特に、2017年には「日本文化の源流を探る」「文化の今を楽しむ」「文化芸術立国の礎を築く」「障害のある人とない人の絆を強く」をテーマに、本県において、「第32回国民文化祭・なら2017」「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」を全国で初めて一体開催し、文化振興の機運の高まりを東京オリンピック・パラリンピックの年へとつないでいこうとしているところです。
- このような時機を捉え、「日本の歴史の始まりの地」、言い換えれば「日本の文化の始まりの地」ともいえる本県の文化振興に関する現状と課題を分析し、本県らしい個性のあふれる文化振興施策のあり方を示す「奈良県文化振興大綱」をここに策定することといたします。

## 第I章 大綱の趣旨

### 1. 文化芸術振興基本法に規定される文化振興における県の役割

- 我が国の文化政策は、文化の振興、文化政策に関わる一般的な基本法として平成13年に制定された、文化芸術振興基本法を頂点とする文化法制に基づき推進されています。
- 文化芸術振興基本法は、その前文において、文化芸術の役割について以下のように規定しています。
  - ・文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。
  - ・文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。
  - ・文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそ

それぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

- 同法は、上記のように国民の豊かな生活の発展のために重要な役割を果たす文化芸術の振興について、その基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進することを目的とする法律です。
- また、同法第 4 条は、文化芸術振興における地方公共団体の責務について、「地方公共団体は、（同法の）基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています。

## 2. 教育基本法等に規定される文化振興における県の役割

- 一方、教育基本法の目的は、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」の推進のための教育振興です。つまり、教育振興の究極の目的の中にも「教育を通じての伝統の継承と新たな文化創造」という「文化振興」に関する内容が盛り込まれています。
- また、平成 27 年 4 月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体において総合教育会議を設置するとともに、地方公共団体の長は、総合教育会議において教育委員会と協議し、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。
- これに基づき、平成 27 年度、本県の教育の振興に関する大綱（「奈良県教育振興大綱」）を策定したところであり、平成 28 年度においては、文化芸術振興基本法に規定される県の責務を参酌して、本県の文化の振興に関する大綱（「奈良県文化振興大綱」。以下単に「大綱」という。）を定めることとします。

## 3. 大綱の位置付け

- この大綱は、文化芸術振興基本法の趣旨を踏まえ、上記の「教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」のうち、「文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として策定するものです。